

多治見都市計画 地区計画の変更（多治見市決定）

都市計画向島住宅団地地区計画を次のように変更する。

名 称		向島住宅団地地区計画
位 置		多治見市笠原町字向島の一部
面 積		約 11.9 ㍍ ²
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市域南部に位置する笠原地域において計画的な開発事業によって形成された戸建専用住宅団地である。 居住環境の悪化を未然に防止し、秩序ある市街地形成による良好な居住環境を将来に向けて維持・増進させていくことを目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を有する低層専用住宅地としてのまちなみ形成をめざし、公園・緑地等の適正な配置及び建築物等の規制誘導を行い、緑豊かでゆとりある住宅地を創出する。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、住宅団地開発事業により道路、公園等をはじめとして住宅地と一体的に整備されたが、その機能等が損なわれないよう維持・保全に努める。
	建築物等の整備の方針	低層専用住宅地としてゆとりある居住環境を創出し維持するため壁面の位置を規制・誘導するとともに、敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地化を防止する。 また、美観上等の配慮から垣または柵の構造を規制・誘導する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	
	壁面の位置の制限	道路に面する側の建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
	垣または柵の構造の制限	垣または柵は、次の各号に掲げるものとする。 1. 生垣あるいはフェンス、鉄柵等透視可能なものとし、ブロック等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で宅地地盤からの高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱についてはこの限りではない。 2. 垣または柵の高さは宅地地盤から2.0m以下とする。

「区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

理 由

都市計画用途地域区域界の是正に伴い、地区計画区域界及び地区整備計画区域界の修正を行う。

（「区域の整備・開発及び保全の方針」「地区整備計画」については、変更なし）